

国民健康保険被保険者の皆さんへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

70歳未満の国保加入者は、「限度額適用認定証」(以下、「認定証」)の交付を受け医療機関に提示することで、医療費の窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

70歳以上の国保加入者は、所得区分が「一般」に該当する被保険者については、「認定証」がなくても自動的に自己負担限度額までの支払いで済みますが、所得区分が「一般以外」の被保険者については、「認定証」の交付を受けることで、窓口負担が所定の自己負担限度額まで減額されます。

また、住民税非課税世帯の方は、申請により入院中の食事代などの減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。交付を希望される方は、役場長寿福祉課で申請手続きをしてください。

注1) 現在「認定証」をお持ちの方も、8月以降は再度申請が必要です。

注2) 国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。

《申請に必要なもの》
・印鑑・被保険者証・被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できるもの
・本人確認書類(運転免許証 など)

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線217)

平成30年度8月から高額療養費制度が変わります

70～74歳の国民健康保険被保険者と後期高齢者医療制度の高額療養費制度の改定について、対象者には町から別途お知らせを通知しますので、ご確認ください。

自己負担限度額(月額) 平成30年8月から		
所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	
所得600万円超901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	
所得210万円超600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	
一般	18,000円 年間限度額144,000円	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※太枠で囲った部分が変わります。

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線168、217)

京築広域圏消防吏員採用試験案内

■試験日・試験会場

第1次試験 10月14日(日) 豊前市立八屋中学校
第2次試験 11月下旬予定 京築広域圏消防本部

■受付期間 8月6日(月)～24日(金)

■採用予定人員 4名程度

■受験資格 平成4年4月2日～平成13年4月1日までに生まれた者

■最終合格発表 12月初旬予定

■採用 平成31年4月1日予定

●案内及び受験申込書請求・問い合わせ先
京築広域圏消防本部総務課 TEL 82-0119
〒871-0061 豊前市大字荒堀525番地1

※申込書は上記のほか、東部分署(上毛町)、西部分署(築上町)、京都分署(みやこ町豊津)、勝山出張所(みやこ町勝山)に用意しています。
また、消防本部ホームページからもダウンロードできます。



農業にチャレンジ！ 「農活(のうかつ)」したい人大募集

「福岡県新規就農・就業相談会in北九州」の開催

京築地域や北九州・筑豊地域での就農を希望する方を対象とした就農・就業相談会を行います。地域の農業や就農サポート体制などについて話しますので、ぜひご参加ください。

■日 時 9月2日(日) 13:00～16:00

■場 所 KMMビル4階 第1会議室
(北九州市小倉北区浅野2丁目14-1)

■内 容 就農相談会
(個別相談、関連資料の配布など)

※8月24日(金)までに電話で予約してください。

●予約・問い合わせ先
行橋農林事務所京築普及指導センター地域係
TEL 0930-23-4215(平日8:30～17:15)

ご存知ですか、児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当とは

父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、母子家庭・父子家庭などの生活の安定を図り、自立を促進することを目的として手当を支給する制度です。

■支給要件

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障がい児については20歳未満)を養育している方に支給されます。

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童

※定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。

※父(母)が届出をしていなくても事実上の婚姻関係(内縁関係など)にあるとき、児童が児童福祉施設に入所しているときなどは手当を受給できません。

■手当の月額(平成30年4月～)

◎児童1人のとき 42,500円

◎児童2人目の加算額
2人目 10,040円
3人目以降1人につき 6,020円

※受給者などの所得額に応じて全部または一部が支給停止になる場合があります。

■手当の支払

手当の支払月は4月・8月・12月で、それぞれの前月分までが支払われます。

■現況届について

手当を受けている方は、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります。この届は、前年の所得状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するためのもので、提出がなければ8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

特別児童扶養手当とは

精神または身体が、政令で定める程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

※定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。

※児童が公的年金を受けられることができるとき、児童福祉施設に入所しているときなどは手当を受給できません。

■手当の月額(平成30年4月～) 重度障害児(1級) 51,700円
中度障害児(2級) 34,430円

■手当の支払 手当の支払月は4月・8月・11月で、それぞれの前月分(11月については8月から11月分)までが支払われます。

■所得状況届について

手当を受けている方は、毎年8月11日から9月10日までに「所得状況届」を提出する必要があります。この届は、前年の所得状況と8月1日現在の児童の養育状況を確認するためのもので、提出がなければ8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)



ハッピー子育てセミナー

■日 時 8月18日(土) 13:30～15:00

■場 所 豊前市山田公民館

■テ ー マ 子どものワガママの対処法

■講 師 (一般社団法人)倫理研究所
薬師寺 優子 氏

■参 加 費 300円(テキスト代・お菓子代)

■託 児 無料

●問い合わせ先

(一般社団法人)倫理研究所 家庭倫理の会 豊前市丸山 TEL 88-2493・米田 TEL 23-3690

平成30年度 豊前市外二町清掃施設組合 リサイクル講座受講生募集

■講 座 名 壁飾り作り

■日 時 9月14日(金) 10:00～12:00

■場 所 豊前市外二町清掃センター(八屋322-45)

■募集人数 16名

■申込期間 8月6日(月)～31日(金)

■受付時間 8:30～16:30

●申し込み・問い合わせ先

豊前市外二町清掃センター TEL 82-2192